

広報あわらにおける広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、あわら市有料広告掲載等に関する要綱（平成20年あわら市告示第 号。以下「要綱」という。）第5条の規定により、市が発行する広報あわら（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の規格等について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広報紙)

第2条 広告を掲載する広報紙は、毎月発行の通常版とする。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格は、縦4.5cm、横8.5cmを1枠とする。ただし、2枠分のスペースに1件の広告を掲載する場合は、横17.3cmとする。

2 広告掲載位置は、表紙、特集ページ及びくらしのカレンダーを除くページの下部とし、政策課長が指定する箇所とする。ただし、1の広報紙における掲載枠数は、8枠までの範囲内でその都度政策課長が定める。

(掲載申込みの受付)

第4条 広告を掲載しようとするものは、広告を掲載しようとする号ごとに、要綱第7条に規定する広告掲載等申込書に広告の版下案を添えて、当該号発行日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

2 同一の広告主が申し込むことのできる広告は、号ごとに1件とする。

3 同一の広告は、連続する号3回までの掲載を可とする。

(掲載の順位)

第5条 前条第1項の申込みが、第3条第2項ただし書の枠数を超えたときは、抽選その他適切な方法により掲載する広告を決定するものとする。

(広告の版下)

第6条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告料)

第7条 広告料は、要綱第4条第1号及び第2号に該当するものは1枠当たり10,000円とし、同条第3号に該当するものは1枠当たり15,000円とする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成20年12月1日から適用する。